

報 告 書

令和5年1月9日

横浜地方裁判所第5民事部 御中

弁護士 古川（こがわ）健三

当職は、2022年12月15日午後5時30分から約1時間、日本赤十字社医療センターにて、同センター医療安全推進室の田川諭氏（名刺を末尾に添付）と面談し、以下の内容を聴取いたしました。以下に当職からの質問とそれに対する田川氏の解答内容を記します。

^

記

1. 診断書の申込みから作成の流れについて。

患者様から診断書作成の依頼は、医事課の文書窓口申し込んでいただくのが通常です。患者様から医師に診断書の依頼があった場合も、通常は医事課をご案内します。診断書作成の依頼があった場合、医療秘書がカルテを確認、下書きをしてから、医師が確認して作成する場合と、医師が直接作成する場合の二通りの作成方法があります。作成された診断書はスキャンしてカルテに取り込み、文書窓口からお渡しするのが通常の流れで、申し込みからお渡しまで、通常2週間の時間をいただきます。

2. 診断書を即日発行することはありますか。

一般的にはありません。但し例外的に、交通事故などで診断書を警察に交付する場合、あるいは、非常勤の先生で1ヶ月に1回しか来ないような先生の場合には、その場でお渡しすることがあります。

3. 診断書を医師が直接患者さんにお渡しすることがありますか。

通常の場合は、医事課文書窓口でお渡ししますが、上記の例外的な場合には医師が直接お渡しすることはあります。

4. 診断書は、院内の電子カルテのシステム上で作成するのですか？医師が自分のPCを使って作成することがありますか。

医師が自分のPCで作成することはありません。医師が院内にPCを持ち込んで診断書を作成すれば、物理的には診断書となり得ますが、それは本院が発行したものではありません。院内の電子カルテのシステム上で作成し、確定されたもののみが本院の診断書です。

5. 診断書の書式について。

診断書には、保険請求のための診断書など提出先の定まった書式のものがありますが、それ以外の一般の診断書の場合は、院内のシステム上で、診断書作成のボタンを押すと、定まった様式のワードファイルが生成され、そこに必要事項を書き込む形になります。これにより統一の書式の診断書が作成されます。診断書には契印が押されますが、これは文書窓口や外来受付に契印がありますから、事務担当者が本院の保存控えと重ねて契印を押捺し、原本をスキャンして電子カルテに取り込んだうえで、患者様に診断書を交付します。

6. 診断書作成の途中で印刷することは可能ですか。

作成中に印刷することは可能です。但し、「確定」とするとそこで保存されて最終的な診断書となります。作成履歴は記録されておりますが、それを印刷すると、横線が入り、最終版と区別されます。作成中に「確定」しないで出力した場合には、横線は入りません。

7. 電子カルテの印刷出力について。

電子カルテを外来で印刷出力した場合、印刷された文書の冒頭部分に、印刷日時と印刷時にシステムを利用した利用者の氏名、IDが必ず印字されます。

8. 電子カルテを医師が印刷出力して院外に持ち出すことは想定されているのでしょうか。

それは想定されていません。患者様の個人情報ですから、患者様の氏名、生年月日等が印字された文書を医師が印刷して院外に持ち出すことは想定されていないことです。研究目的でカルテを出力する場合は、必ず個人情報部分を消去しています。また、研究目的の場合に、研究計画書を作成して院内の委員会で審査を経た上でカルテ上の情報を利用することができますが、この場合には個人情報を全て抹消しています。個人情報の入った生のデータを医師が保持し利用することは想定外です。

9. 医師がカルテを印刷して持ち出して裁判等に利用した前例はありますか。

ありません。聞いたことがありません。

10. 電子カルテを紙出力することは通常よく行われることなのでしょうか。

そもそも、従来の紙ベースのカルテから、電子カルテに移行したのは、院内での情報共有のため、そして紙の書類が院外に流出して個人情報が漏洩しないように、インターネットと隔離した独立のシステム上に医療情報を保管するためでした。カルテを印字出力することはもちろん可能ですが、通常は想定されていません。

11. カルテを患者さんに渡す手続きはどのようになっていますか。

当院では患者様に自己情報開示申請を行なっていただき、申請から交付まで通常2週間いただいています。代理人からの申請の場合には必ずご本人の委任状・本人確認書類が必要です。

12. 医師がカルテを患者さんや第三者に渡すことはありますか。

患者様のカルテ上の情報を患者さんご本人にお渡しすることはあります。この場合は特段患者様の同意書等はいただいております。しかし、患者様を介さずに第三者に直接カルテをお渡しすることはありません。そのような行為を医師が行うことは想定されていません。患者様ご本人の同意書

をいただいているのに、医師が第三者に直接カルテを渡す行為は、医師の守秘義務に違反することになると考えます。

13. 貴院に以前お勤めであった作田學医師（以下「作田医師」という）が虚偽診断書行使の疑いで警察署の捜査を受けていたことは知っていますか。

はい。

14. これについて、貴院でも警察の捜査を受けましたか。

捜査協力の依頼を受けましたので、私に対応し、供述調書を3通ほど作成しました。

15. 警察の捜査では、貴院内にある、作田医師が使っていた PC からは診断書の元のデータは発見されなかった、と聞いていますが、それは事実でしょうか。

その質問には、この場ではお答えいたしかねます。もしも裁判所から証人尋問の要請があればその際にお話しします。

16. 医師が、診断書やカルテの情報を USB メモリ等の記憶媒体にコピーして持ち出すことは可能でしょうか。

それは不可能です。外部の媒体から院内のシステムにアクセスできる場所は一箇所しかありません。

17. (本件訴訟に提出されている乙1号証の1、乙2号証の1及び乙3号証の1をご確認いただいて) これらの A妻さん、A夫さん、A娘さんらのログレスノートは、正規のカルテ開示の手続きを経て印刷されたものでしょうか。

いいえ、これらのカルテは正規の手続きによって開示されたものではありません。正規のカルテ開示手続きで出力されたカルテには、上部ではなく、下部に印刷日時等が印字されるからです。

18. 作田医師が、横浜市の A娘さんの往診をしたことはご存知でしょうか。

知りませんでした。当院から横浜市までですと16キロメートルを超えていると思います。

国で決められている距離

以上

→ 3名のログレスノート(カルテ)の左上には印刷日時として
- 4 - (2017年)

作田医師が3名を診察(無診察を含む)した(4/12, 4/19)の印字がある。これは診察の当日に打ち出した証拠である。

上記、確認いたしました。内容に相違ありません。

2022年 12月 20日

氏名 田川 諭 印